

尾張旭市監査公表第18号

令和8年2月3日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年2月25日付け7上経第166号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

尾張旭市水道事業（上下水道部経営政策課及び上水道課）

監査の指摘事項	措置状況
<p>経営政策課において、水道管布設工事（区画整理関連）請負契約締結について、令和7年10月3日付けで起案したが、決裁権者（市長）の決裁を得ないまま、同月9日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月10日であった。</p> <p>また、上水道課において、断水作業等補助業務委託の契約締結について、令和7年4月18日付けで起案したが、決裁権者（課長）の決裁を得ないまま、同月21日、契約を締結していた。なお、決裁を受けたのは、同月22日であった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>契約書の押印時に決裁日と契約日を確認するよう、事務手順の再確認を実施した。</p> <p>今後は、尾張旭市水道事業の組織及び処務に関する規程に基づき、適切に事務を実施する。</p>
<p>尾張旭市水道事業（以下「水道事業」という。）職員の被服貸与については、尾張旭市水道事業職員被服貸与に関する基準（昭和62年尾張旭市水道事業要綱等）第3項で、貸与品の管理、返納、賠償及び処分については、尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）によるものとされている。</p> <p>この点、被服貸与規程第3条の規定により、貸与被服台帳を備えなければならないところ、水道事業は備えていなかった。</p> <p>被服貸与事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、尾張旭市職員被服貸与規程に基づき、貸与被服台帳を作成した。</p> <p>今後は、作成した台帳により、適切に管理を実施する。</p>

尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領(平成13年尾張旭市要綱等)によれば、工事請負契約における契約の保証の事務において、契約担当者は、契約保証金等整理簿を整理するものとされており、工事目的物の引渡しがあった場合、同整理簿に引渡日を記載するものとされている。

しかしながら、上水道施設修繕に関して、令和7年11月18日に工事目的物の引渡しがあったにもかかわらず、同整理簿に引渡日が記載されていなかった。

契約の保証の事務を適切に実施されたい。

対象工事の整理簿に、引渡日を追記し是正した。

また、今後は尾張旭市工事請負契約保証事務取扱要領及び契約保証事務の手引に基づき、適切に事務を実施するよう職員に周知した。